

**農業経営基盤の強化の
促進に関する基本方針**

(成長産業として発展する農業の実現に向けて)

平成25年3月

栃 木 県

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成5年11月、農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成12年3月、平成18年3月及び平成22年3月に見直しを行い、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用するなど、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

今回、認定農業者制度が意欲ある農業者により有益な制度となるよう平成24年5月に「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」が制定されたことに伴い、県基本方針の見直しを行う。

なお、本基本方針の計画期間は、平成25年3月から10年間とする。

2 基本方針の役割と性格

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標及び農業構造の目標等を地域別に明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町村が策定する基本構想の指針とする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の方向

本県農業は、首都圏に位置する地理的優位性を最大限に生かした首都圏農業の考え方を基盤として、全国へのマーケット展開や交流人口の増加に伴う県内需要の拡大、さらには、食品関連産業と連携したフードバレーとちぎの取組の推進など、新たな発展可能性を追求しながら、国際化に対応できる強い農業の確立を目指している。

この実現に向けて、県内外から意欲ある農業者を確保するとともに、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや規模拡大等による収益性の高い水田農業の確立のほか、商工業者等との連携や農業者自らが加工・販売する6次産業化の取組による高付加価値化等により、農業の新たな魅力と価値を創造し、農業を成長産業として発展させていくことが重要である。

特に、地域農業を支える担い手の確保・育成については、今後とも積極的に認定農業者の確保・育成を図るとともに、高い技術力を活かした生産性の向上や需要に即応した商品づくり、販路開拓など自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組む先進的な農業経営者、いわゆるプロ農家の育成を図る。また、農業生産の中核となる認定農業者等と小規模な兼業農家、高齢者等との役割分担を考慮した地域における合意形成を基本とする集落営農組織の育成を図っていく。

さらに、平成24年度から取り組みを開始した人・農地プランに基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

2 具体的施策の方向

今後10年間を見通し、育成すべき農業経営の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るものとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあること等から、地域農業の維持・発展のために必要な多様な経営の姿を示すものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2, 000時間
年間農業所得	580万円

また、このような農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うことができる農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、認定農業者の確保・育成と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなどの集落営農組織の育成を重点的にを行い、実効を上げるために次の施策を総合的に推進する。

- ① 担い手の確保及び育成のための活動強化
- ② 担い手育成のための支援措置の集中化・重点化
- ③ ゆとりある経営の推進
- ④ 農用地利用調整活動の強化
- ⑤ 農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体の体制強化
- ⑥ 農用地利用集積のための支援措置の充実

(2) 地域の実情に即した多様な人材等の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な人材等を以下のように位置づけ、その育成を図る。

① 効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

農作業の受託等を通じて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、市町村、農協等が参画した第3セクター組織や農業サービス事業体等の農作業受託組織の育成を図る。

② 女性等の積極的な農業経営への参画促進

農村における女性は、農業就業人口の過半を占め、農業生産の重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結の促進や農業経営改善計画の共同申請の推進を通じて、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

また、地域の実情に応じて、女性、高齢者や小規模な兼業農家等が連携協力して、集落営農組織への参加や健全な地域の発展を図る。

なお、これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めない地域においては、農協等が出資した農業生産法人や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入を進める。

(3) 地域別経営体育成の方向

各地域において一層の農地の流動化を推進するとともに、農産物の加工や有利販売等、地域の実情に即した経営の高度化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

また、個別経営体・組織経営体に加え、それぞれの地域の実情に即し必要に応じて多様な人材を位置づけ、育成を図るものとする。

ア 県北地域（塩谷南那須、那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、酪農においては飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積や6次産業化等を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料を活用した稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排せつ物の適正処理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経済肥育により経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、その基本的指標を地域の実態及び農業生産の方向に即して次の観点から示すものとする。

- ① モデル的経営類型は、適応地域の特色を生かした類型とした。
- ② 個別経営体の年間所得目標を、主たる従事者一人当たり580万円程度とする。
- ③ 主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は、おおむね2,000時間とし、休日は1週間当たり1日確保することを原則とし、また、保有労働時間（補助的従事者として1～2人）を上回った場合は、雇用労働力を導入することとする。

組織経営体における主たる従事者は3人とする。

- ④ 水稻及び麦大豆等の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えない。
- ⑤ 経営の多角化の参考として、6次産業化の主な取組事例を記載した。

モデル的経営類型の適応地域

	主な適応地域 経営類型名	河内	上都	芳賀	下都	塩谷	那須	安足
			賀		賀	南那須		
1	水稲+麦+大豆	○	○	○	○	○	○	○
2	水稲+うど					○	○	
3	ねぎ+水稲	○		○	○	○	○	
4	水稲+麦+夏秋なす	○	○	○	○	○	○	○
5	いちご	○	○	○	○	○	○	○
6	冬春トマト	○	○	○	○	○	○	○
7	きゅうり	○	○	○	○	○	○	○
8	にら	○	○	○	○	○	○	○
9	ほうれんそう		○				○	
10	レタス+水稲			○	○			
11	たまねぎ+水稲	○	○	○	○			○
12	アスパラガス+水稲	○	○	○	○	○	○	○
13	こんにゃく		○	○		○		
14	なし	○	○	○	○	○	○	○
15	ぶどう	○			○			
16	スプレーぎく	○	○	○		○	○	
17	鉢物（シクラメン等）	○	○	○	○	○	○	○
18	りんどう+水稲	○	○			○	○	
19	酪農	○	○	○	○	○	○	○
20	肉専用種繁殖+水稲	○	○	○		○	○	
21	肉専用種肥育	○	○	○	○	○	○	○
22	交雑種肥育	○	○	○	○	○	○	○
23	養豚	○	○	○	○	○	○	○
24	組織経営体（水稲+麦+大豆 54ha 規模）	○	○	○	○	○	○	○
		20	20	20	18	20	20	15

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲= 10.0ha 麦= 8.0ha 大豆= 8.0ha <経営面積> 18.0ha	<資本装備> ・トラクター (60ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (45石) 2台 ・大豆収穫、選別機 1/3式 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入
No. 2 水 稲 + う ど	<作付面積等> 水稲= 6.0ha うどん= 4.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・うどんは水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 3 ね ぎ + 水 稲	<作付面積等> ねぎ= 4.0ha 水稲= 6.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 4 水 稲 + 麦 + 夏秋なす	<作付面積等> 水稲= 6.0ha 麦= 4.0ha 夏秋なす= 0.4ha <経営面積> 10.4ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 2台 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 5 いちご	<作付面積等> いちご= 0.5ha <経営面積> 0.5ha	<資本装備> ・ビニールハウス 5,000㎡ 自動換気・カーテン装置 夜冷施設、予冷施設装備 <その他> ・出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 6 冬春トマト	<作付面積等> 冬春トマト= 0.55ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 5,500㎡ 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 7 きゅうり	<作付面積等> きゅうり= 0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 4,000㎡ 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 8 にら	<作付面積等> にら= 0.7ha <経営面積> 0.7ha	<資本装備> ・ビニールハウス 7,000㎡ ・にら採取機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 9 ほうれんそう (高冷地野菜)	<作付面積等> ほうれんそう= 0.925ha <経営面積> 0.925ha	<資本装備> ・トラクター(25ps) 1台 ・予冷施設 ・パイプハウス 9,250㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 10 レタス + 水稲	<作付面積等> レタス= 4.0ha 水稲= 6.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ・小トンネルハウス(250a) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(25石) 2台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 11 たまねぎ + 水稲	<作付面積等> たまねぎ= 4.0ha 水稲= 6.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 ・たまねぎ省力機械化体系	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 12 アスパラガス + 水稲	<作付面積等> アスパラガス= 0.5ha 水稲= 3.5ha 飼料米= 2.5ha <経営面積> 6.5ha	<資本装備> ・トラクター (34ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 ・パイプハウス 5,000㎡ ・予冷施設	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 13 こんにゃく	<作付面積等> こんにゃく= 3.0ha <経営面積> 3.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1/2台 ・貯蔵庫 83㎡ ・生子植付機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 14 なし	<作付面積等> なし= 2.5ha <経営面積> 2.5ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・予冷庫 (1.5坪) 1台 ・スピードスプレーヤー (1,000L) 1台 ・ハンマーナイフモアー (幅80cm) 1台 ・多目的防災網 (250a) ・防霜ファン (250a)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 15 ぶどう	<作付面積等> ぶどう= 1.2ha <経営面積> 1.2ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (600L) 1台 ・ハンマーナイフモアー (幅80cm) 1台 ・マザーファン 40台 ・ハウス (95a)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 16 スプレーぎく	<作付面積等> スプレーぎく= 0.5ha (親株床5a含む) <経営面積> 0.5ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 5,000㎡ ・灌水施設 5,000㎡ ・冷蔵庫 ・選花機 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 17 鉢物 (シクラメン等)	<作付面積等> 鉢物= 0.3ha (シクラメン等) <経営面積> 0.3ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス 3,000㎡ ・暖房、灌水施設 3,000㎡ 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入
No. 18 りんどう + 水稲	<作付面積等> りんどう=0.5ha 水稲= 3.5ha 飼料米= 2.5ha <経営面積> 6.5ha	<資本装備> ・トラクター(34ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(25石) 2台 ・パイプハウス 5,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 19 酪農	<飼養頭数等> 成牛= 50頭 育成牛= 22頭 飼料作物= 12ha <経営規模> 成牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 500㎡ (バンクリーナ方式) ・トラクター(68ps) 1/4台 トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 300㎡ ・尿溜 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパーの活用
No. 20 肉専用種繁殖 + 水稲	<飼養頭数等> 成牛= 40頭 育成牛= 8頭 水稲= 4ha 飼料作物= 6ha <経営規模> 成牛 40頭	<資本装備> ・牛舎 400㎡ ・トラクター(35ps) 1台 ・堆肥舎 125㎡ ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(25石) 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 21 肉専用種肥育	<経営規模> 肉牛= 120頭 出荷肉牛= 68頭	<資本装備> ・牛舎 800㎡ ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 300㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No. 22 交雑種肥育	<経営規模> 肉牛= 400頭 出荷肉牛= 218頭	<資本装備> ・牛舎 2,400㎡ ・トラクター(55ps) 1台 ・堆肥舎 1,000㎡	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 23 養豚	<経営規模> 繁殖豚＝ 110頭 出荷肉豚＝ 2,400頭	<資本装備> ・種豚舎 300m ² ・妊娠豚舎 170m ² ・子豚舎 180m ² ・分娩豚舎 370m ² ・肥育豚舎 800m ² ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 24 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆 (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稲＝ 32ha 麦＝ 22ha 大豆＝ 22ha <経営面積> 54ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(6条植) 2台 ・コンバイン(6条刈) 2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(40石) 2台 (50石) 3台 他 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・給料制の導入、休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入

○ 経営の多角化（6次産業化）の主な事例

	主な品目	製造・加工内容	取組のポイント
1	米	もち加工 ・販売	自家生産のもち米を使用して、切りもちや豆もち等に加工し、道の駅等で販売。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、餅つき機、餅切機、包装機の整備が必要。
2	米 小麦	パン製造 ・販売	自家生産の米や麦を製粉加工し、袋詰めして販売するほか、小麦粉や米粉からパンを製造し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、製粉機械や製造、発酵、加工及び包装を行う施設の設置が必要。
3	大豆	豆腐・ みそ製造 ・販売	自家生産の大豆を使用して豆腐やみそを製造し、道の駅等で販売。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売ができるとともに、農閑期における作業の平準化が図られる。 商品化に当たっては、原料処理及び製造を行う施設の設置が必要。
4	そば	そば製造 ・販売	自家生産のそばを製粉加工し、業務用として出荷するほか、そば粉から手打ちそばを製造し、自社店舗等で提供する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、製粉機械や製造施設、飲食を行う施設の設置が必要。
5	きゅうり なす だいこん 白菜	漬物加工 ・販売	自家生産の野菜を漬物に加工し、道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工施設の設置が必要。
6	いちご りんご ブルーベリー	ジャム・ ジュース 加工・販売	規格外品を含む自家生産の農産物を活用した加工品を商品化。 生産者のグループ化により、加工原料を安定的に確保することも可能。 加工品を道の駅等で販売することにより、青果のない時期でも農産物をPRできる。 商品化に当たっては、洗瓶設備、充てん機、打栓機、殺菌装置等必要な設備を備えた清涼飲料水製造施設等加工施設の設置が必要。
		ドライフルーツ 加工・販売	自家生産の果実をドライ加工し、業務用として出荷、または道の駅等で販売する。 生産から加工・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工、小分け及び包装等の設備を備えた施設の設置が必要。
		観光農園	観光農園を開設し、自家生産の農産物や加工品を販売する。 自ら情報発信を行うと共に、近隣の観光施設や旅行会社等と提携し、入場者を確保する。 オーナー制度の導入や、地域と連携したイベントにより集客力を高めることも可能。 開設に当たっては、観光施設として必要な施設の設置が必要。
7	生乳	チーズ・ アイスクリーム等 乳製品製造 ・販売	自家生産の生乳を使用して、チーズやアイスクリーム等を製造し、自社店舗や道の駅等で販売。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、搾乳した生乳を直接使用する場合は、殺菌設備を伴う乳製品製造施設の設置が必要。
8	豚肉 牛肉 鶏肉	ハム・ ソーセージ等 食肉加工 ・販売	自家生産の豚、牛及び鶏の肉をハムやソーセージ等に加工し、自社店舗や道の駅等で販売する。 生産から製造・販売の一体的な取組により、付加価値をつけた販売が可能。 商品化に当たっては、加工方法に合わせた食肉製品加工施設の設置が必要。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、面的集積を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営が農用地利用に占める面積のシェアの目標
おおむね 60%

(注) シェアの目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、今後10年間に、より一層の農地流動化と農作業受委託等を推進するため、積極的に各種施策に取り組むものとする。

このため県は、農業経営基盤の強化を推進する目的で設置された栃木県担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、次の事業を活用して推進することとする。

農業経営基盤強化促進事業	— 利用権設定等促進事業
	— 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
	— 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
	— 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
	— その他（農作業受委託促進事業等）

特に、農地の流動化や農地の維持管理については、市町村段階の農地利用集積円滑化団体の活用を図る。

なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町村担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者への支援や集落段階における土地利用調整、ほ場の大区画化を推進するための基盤整備事業等の積極的な導入など、関係機関・団体が連携し活動に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

また、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

さらに、認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

なお、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導するとともに、農業生産法人制度の趣旨に即して、健全な経営の育成に資するよう適正な運用に努める。

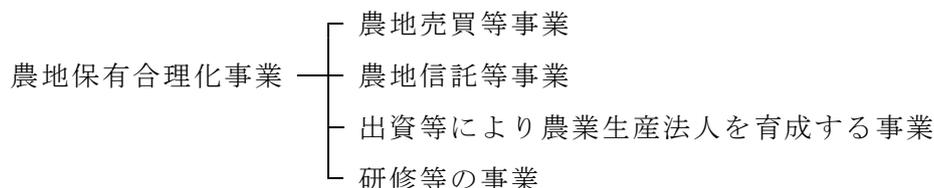
2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

(1) 県の区域を事業実施区域として、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、公益財団法人栃木県農業振興公社とする。

(2) 公益財団法人栃木県農業振興公社は、農地保有合理化法人の持つ農用地等の中間保有や再配分の機能を活用し、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施する。

また、これらの事業実施に当たっては、市町村段階の農地利用集積円滑化団体との十分な連携のもと、効果的な推進を図る。

(公財) 栃木県農業振興公社が担う農地保有合理化事業



3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、全ての市町村において農地利用集積円滑化事業の実施を推進する。

このため、栃木県担い手育成総合支援協議会及びその構成機関・団体と十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業実施に向けた指導・助言・情報提供等を行うものとする。

4 人・農地プランとの一体的な運用に関する事項

人・農地プランに位置付けられた、今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）は、地域農業の担い手として認知されていることから、中心経営体から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が中心経営体に位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

5 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。